

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 北陸財務局長

**【提出日】** 2026年5月22日

**【会社名】** 日本製麻株式会社

**【英訳名】** THE NIHON SEIMA CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 植杉 泰久

**【本店の所在の場所】** 富山県砺波市下中3番地3  
本社事務取扱場所 兵庫県神戸市中央区海岸通8番

**【電話番号】** 神戸 (078) 332-8251

**【事務連絡者氏名】** 管理本部長 山中 寛志

**【最寄りの連絡場所】** 兵庫県神戸市中央区海岸通8番

**【電話番号】** 神戸 (078) 332-8251

**【事務連絡者氏名】** 管理本部長 山中 寛志

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
日本製麻株式会社神戸本部  
(兵庫県神戸市中央区海岸通8番)

## 1 【提出理由】

当社は、2026年5月21日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第98期定時株主総会による承認が得られること、及び必要に応じ関係官公庁の許認可等が得られることを条件に、2026年10月1日（予定）を効力発生日として、2026年5月8日に設立済みの当社100%子会社である日本製麻分割準備株式会社との間で吸収分割契約を締結することを決議しました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### （1）本吸収分割の相手会社に関する事項

#### ① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本製麻分割準備株式会社
本店の所在地	富山県砺波市下中3番地の3
代表者の氏名	代表取締役社長 植杉 泰久
資本金の額	1,000千円
純資産の額	1,000千円
総資産の額	1,000千円
事業の内容	食品事業、産業資材事業及びマット事業

#### ② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

各分割継承会社の設立は2026年5月8日であり、本臨時報告書提出日現在、最初の事業年度は終了しておりません。

#### ③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

各分割継承会社は、当社が株式を100%保有しております。

#### ④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社であります。
人的関係	当社の代表取締役が承継会社の代表取締役を兼務しております。
取引関係	事業を開始していないため、現時点における取引関係はありません。

### （2）本吸収分割の目的

当社は現在、食品事業、産業資材事業およびマット事業の主要3事業を展開しており、2027年には第100期を迎えることとなります。今後、当社の持続的な発展を実現するためには、各事業のさらなる成長、新規事業の創出やM&A実施などによる中長期的な高収益体質の構築を推進することが必須の課題であると認識しております。そのためには、経営管理体制を全面的に見直し再構築する必要があると判断し、持株会社体制への移行を決定いたしました。各事業会社の権限と責任を明確化すること、意思決定を迅速化すること、また、持株会社に管理機能を集中することによるガバナンスの強化を図り、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

### （3）本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容及びその他の吸収分割契約の内容

#### ① 吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、当社の100%子会社である日本製麻分割準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

② 吸収分割に係る割当ての内容

当社は完全親子会社間において行われるため、当該吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

③ その他吸収分割契約の内容

a. 吸収分割の日程

分割準備会社の設立	2026年5月8日
吸収分割契約承認取締役会	2026年5月21日
吸収分割契約成立	2026年5月21日
吸収分割契約承認定時株主総会	2026年6月25日（予定）
吸収分割の効力発生日	2026年10月1日（予定）

b. 吸収分割により増減する資本金等

本吸収分割の伴う資本金の増減はありません。

c. 吸収分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

d. 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社の本件事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務を本吸収分割契約に定める範囲において承継します。なお、債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算出根拠

承継会社は当社の100%子会社であることから、本吸収分割に際して、承継会社から当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。

(5) 当該吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本製麻株式会社
本店の所在地	富山県砺波市下中3番地の3
代表者の氏名	代表取締役社長 植杉 泰久
資本金の額	1,000千円
純資産の額	未定（注1）
総資産の額	未定（注1）
事業の内容	食品事業、産業資材事業及びマット事業

(注) 1. 承継する資産、負債の項目及び金額については効力発生日時点の帳簿価額を基礎として算定するため、現時点では確定しておりません。

2. 2026年10月1日付で、当社は「SEIMAホールディングス株式会社」に商号を変更予定です。